

○となみ散居村ミュージアム条例

平成18年3月27日

条例第6号

改正 平成18年5月16日条例第28号

平成21年3月23日条例第10号

平成23年12月27日条例第33号

平成27年3月19日条例第1号

平成27年7月1日条例第23号

平成31年3月19日条例第8号

令和元年5月16日条例第1号

(設置)

第1条 砺波平野の散居景観及び田園空間を広く紹介するとともに、景観の保全及び創造、農村文化及び伝統文化の継承並びに地域の活性化に寄与し、併せて農山村で用いられてきた生産用具、生活用具等の地域文化財の保存、展示及び活用による地域住民と都市住民の交流の促進を図るため、となみ散居村ミュージアムを設置する。

(名称及び位置)

第2条 となみ散居村ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 となみ散居村ミュージアム

位置 砺波市太郎丸80番地

(施設)

第3条 となみ散居村ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）内に次に掲げる施設を置く。

- (1) 伝統館（納屋を含む。）
- (2) 交流館
- (3) 情報館
- (4) 民具館
- (5) 前4号に掲げるもののほか、ミュージアムの設置の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にミュージアムの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）ミュージアムの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （2）ミュージアムの利用の許可に関する業務
- （3）ミュージアムの利用料金の徴収に関する業務
- （4）その他ミュージアムの管理に関して市長が必要と認める業務

（開館時間）

第6条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、交流館及び情報館の別表第2に掲げる部屋について、第8条の許可を受けた場合は、午後9時まで利用することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

（休館日）

第7条 ミュージアムの施設の休館日は、次に掲げる日とする。

- （1）水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- （2）毎月の第3木曜日（休日に当たる場合を除く。）
- （3）12月29日から翌年1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の休館日以外の日を臨時に休館又は同項の休館日に開館することができる。

（利用の許可）

第8条 ミュージアムの施設を利用しようとする者（第3条第1号から第3号までに規定する施設への入館を除く。以下同じ。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、ミュージアムの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第9条 指定管理者は、前条の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしないものとする。

- (1) ミュージアムの施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 施設、附属設備又は展示資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第8条第2項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外にミュージアムの施設を利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者にミュージアムの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者が既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用日前5日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(特別の設備)

第15条 利用者は、ミュージアムの利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、ミュージアムの利用が終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 第10条の規定に基づき、利用の許可を取り消され、又は利用を制限並びに停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意又は過失により施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第18条 指定管理者は、第9条及び次条のいずれかに該当する者に対し、ミュージアムへの入場を拒み、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第19条 ミュージアムにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (5) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 土石、樹木等の物件を堆積すること。

(8) はり紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

(9) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は留めおくこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がミュージアムの管理に支障があると認める行為をすること。

(指定管理者の立入り)

第20条 利用者は、指定管理者が施設の管理上必要な職務を行うため利用の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(運営委員会)

第21条 ミュージアムの運営について諮問するため、となみ散居村ミュージアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、ミュージアムの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月16日条例第28号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第32号で平成18年6月1日から施行）

附 則（平成21年3月23日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長がしたこの条例による改正前のとなみ散居村ミュージアム条例第6条の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後のとなみ散居村ミュージアム条例の規定による許可とみなす。

附 則（平成27年3月19日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料等又は使用料の額については、第1条から第4条まで、第10条又は第12条から第15条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年7月1日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のとなみ散居村ミュージアム条例第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた許可の申請は、この条例による改正後のとなみ散居村ミュージアム条例第8条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた許可の申請とみなす。

附 則 (平成31年3月19日条例第8号)

改正 令和元年5月16日条例第1号

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月16日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

民具館入館料

区分	単位	金額	
		個人	20人以上の団体
高校生以上の者	1人1回に	100円	80円
身体障害者手帳等の所持者及び介助者	つき	無料	

備考

- 1 身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。
- 2 介助者は、身体障害者手帳等の所持者1人につき1人に限る。

別表第2 (第12条関係)

1 伝統館

部屋		時間帯	
		午前9時～午後1時	午後1時～午後6時
1階	チャノマ	420円	520円
	オイ	420円	520円
	クチザシキ	420円	520円
	オクザシキ		
	エン ハヤ	420円	520円

2 交流館

部屋		時間帯		
		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階	居間 食堂	840円	840円	840円
	座敷1 (8畳)	630円	630円	630円
	座敷2 (8畳)			
	部屋1 (15畳)	630円	630円	630円
2階	部屋2 (6畳)	420円	420円	420円
	部屋3 (6畳)	420円	420円	420円
	部屋4 (20畳)	630円	630円	630円

3 情報館

部屋	時間帯					
	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	正午～午後 9時	午前9時～ 午後9時
研修室	3,140 円	5,240 円	4,190 円	7,540 円	8,490 円	11,310 円

4 民具館

部屋	時間帯	
	午前9時～午後1時	午後1時～午後6時

多目的室	2,100円	2,620円
------	--------	--------

備考（共通）

- 1 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の金額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用の直近の時間帯の金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額（第1項により算出した額を含む。）に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。